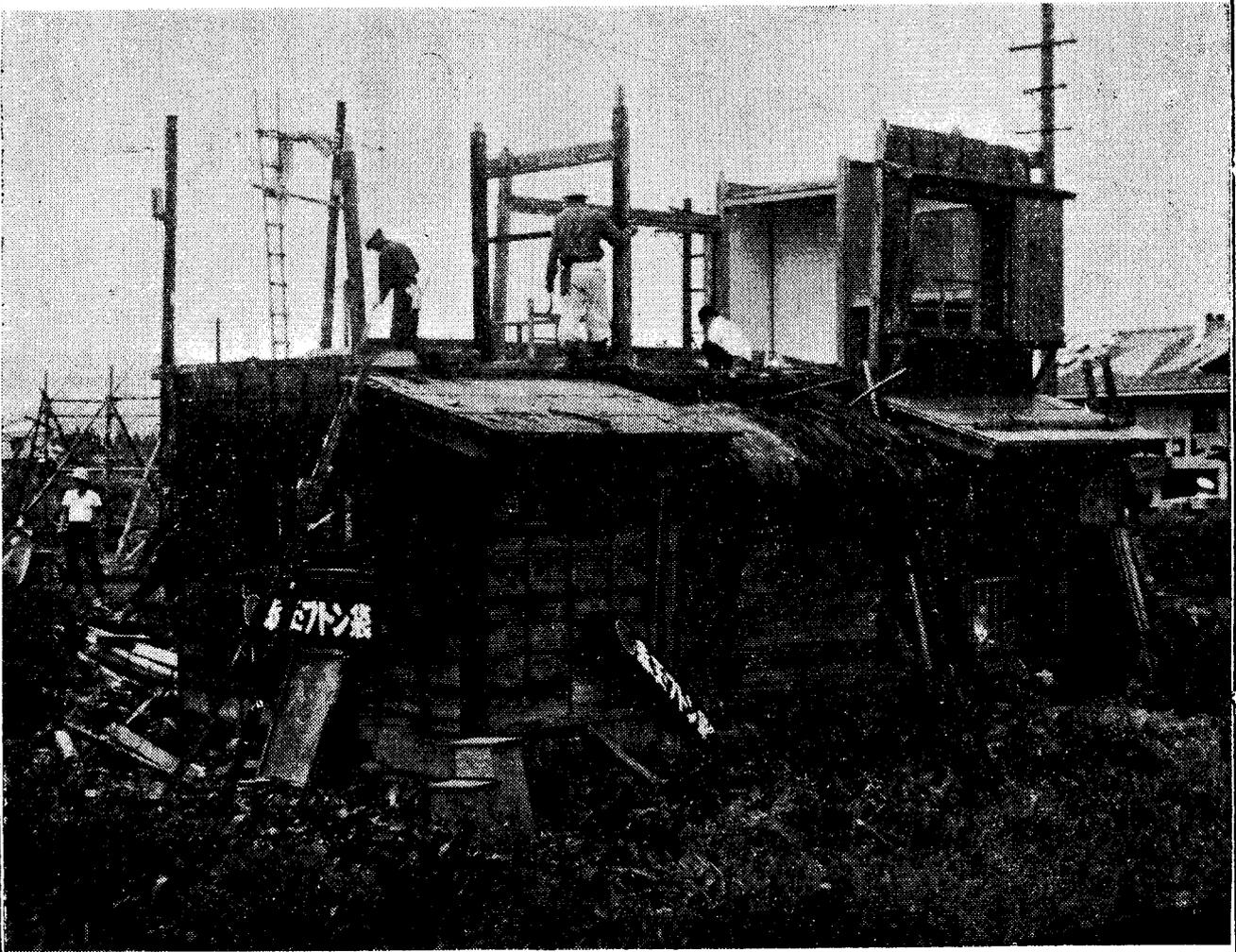




市報とおかまち

昭和36年9月30日
災害特集号
 昭和32年6月5日
 第三種郵便物認可

昭和36年9月30日(土曜日) 定価一部5円 発行 毎月15日 発行所 十日町市役所



二階を吹き飛ばされ全壊した家屋 一稲荷町三丁目一



このたびの第二室戸台風による被害で被災された方々に対し衷心よりお見舞い申し上げます。今回の災害は十日町市にとり

衷心よりお見舞い 市民の皆さんへ

市長 村山 謙 吉

まして記録的なものであり、凡らくはじめてのことと思われま

す。市におきましては台風の襲来に備えて、いち早く災害対策本部を設置し、警察、消防等により厳重な警戒を促していたにもかかわらず、全市域にわたり家屋の倒壊をはじめ破損等その被害少なからず、特に吉田地区においては死者一名を出すという不幸を招き、思わぬ大災害に至ったことは市民各位に対して深く遺憾の意を表して止みません。この災害に対処いたしまして市では去る十八日急施議会を招集して緊急対策を審議しました。この結果、全半壊の被災者につきましては取敢えず住宅に限り、僅少ではございますが見舞金を贈ることに決めましたが、さらにめい密な調査を実施し迅速適切な処理に努める所存でございます。

又国においては住宅復興資金融資を行ない、全壊には最高三十二万円、半壊には十六万円を限度として、只今その申し込みを市民課で受付けております。幸い災害救助法の適用も受けましたので、今後の復旧には皆さんのご便宜をできるだけおはかりしたいと思いますが市民各位も今回の災害を貴重な経験としてさらにご努力いただきたいと思っております。

以上私は対策のあらましを申し述べましたが、この災厄を契機といたしましていろ／＼反省し、禍いを転じて福となす"よろこぶ"とめる一方、市民各位の深いご理解とご協力をお願いいたします。

第二室戸台風により

災害救助法の適用を受ける

第三室戸台風により別項お知らせのとおり、当市は大被害を受けましたので、このたび十七日にちかのほつて災害救助法の適用を受けました。

災害と税金について

世帯、老人世帯、経済貧困世帯(順)
五、学用品の給与
(但し全歳世帯の小学生)
以上の事項について市災害対策本部(市役所)に於て調査班を編出し調査いたしており認定の上、措置を講じます。尚該当者は直接相談においで下さい。

事項

- 一、応急仮設住宅設置
(但し全歳世帯のうち仮住宅を必要とするもの)
- 二、台風により負傷した者の医療(但し直接台風による被災者)
- 三、被服寝具その他生活必需品の給与
(但し全歳半歳世帯で寝具、その他生活必需品に困っている)

第二室戸台風による被災者に対する減免措置はいろ／＼ありますが該当すると思われる方は、国税においては税務署、県税は財務事務所、市税は市役所へそれぞれご相談ください。

国税(一) 災免法により災害による相続の軽減免除について、住宅、家財につき被害を受けた場合、損失額が時価の半額以上の場合、被害年度の合計所得額が二〇〇万円以下の者につき、五〇万円以下のときは所得税額の全部免除。五〇万円以上八〇〇万円以下は所得税額の二分の一軽減。八〇〇万円以上二〇〇万円以下は所得税額の四分の一軽減。

(二) 徴収猶予について。被害のあった以後一年以内に納期限の到来する一定範囲の国税(所得税、法人税等)は災害の状況により納期限の翌日から一年以内徴収を猶予することができます。この場合一年以内に納期限が到来する」とは①災害の止んだ日から二ヵ月以内に税額が確立したものであること②災害のあった日の属する年度の所得税の予定納税額(①に該当するものを除く)③災害のあった日の属する事業年度分の法人税の中間納付額(①に該当するものを除く)

住宅の復興を

希望される方へ

今回の第二室戸台風により当地区も相当の被害を受け、復興に御多忙の処と存じます。この度の罹災者に住宅金融公庫、災害復興住宅融資が出来ることになりました。

各市町村役場に「災害復興住宅資金融資相談所」が設けられ、融資を受けたという認定や、融資を受ける方へ

資の受け方、建設の仕方等の相談に依りていますので御利用されるようお知らせします。

融資は全壊住宅には三十二万円まで、半壊住宅には最高十六万円まで融資出来ることになっております。が詳細については市民課へご相談下さい。

に取り扱っています。

このほか所得税法による雑損控除、予定納税額の更正請求などについても、それぞれ救済措置がございしますが手続きその他詳細については直税課へお気軽にお問い合わせ下さい。(十日町税務所)

県税—今回の台風で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。災害を受けられたため納税が困難になられた方には徴収猶予等の取り扱いをいたしますからご遠慮なくご相談下さい。

風害対策に急施議会

全壊 一万五千元 半壊 五千元

被災者に見舞金(住宅)

第二室戸台風の風災対策を審議する急施議会は十八日招集されました。その結果、今回の風害により全壊半壊住宅の被災者に対し見舞金をおくることを決め、同日閉会しました。

この見舞金は住宅に限られ、全壊した被災者に一万五千元、半壊に五千元がそれぞれ調査認定の上におくられることになっています。

保護世帯の家屋修理

生活保護世帯で今回災害を受けた家屋の修理をしなければならぬ方は民生委員を通じて福祉事務所に申し出て下さい。

炊出し(パン)を密附
△十六日夜、台風の警戒及び災害出動に当たった市災害対策本部員の非常食として駅通り泉屋パン店は深夜の注文にもかかわらず、心よく引き受けてくれたらえ「市民に奉仕される皆さんの苦勞に対して感謝の意味で寄附いたしますから遠慮なく食べて下さい」と三十人分のコッペパンを寄附されました。

被害の状況

十六日午前十一時三十分室戸岬に上陸した台風は時速七十キロ以上の速度で京阪神を通過、琵琶湖を経て日本海岸沿いに北東に進み、十日町市には同日午後八時瞬間風速二十六メートル(農林省林業試験場十日町試験地調べ)を記録し、市内は午後七時半から九時までの間に相当の被害を出しました。特に午後八時から約三十分間位、巻返ししの風が吹き吉田地区においては、

家屋の倒壊により死者一名を出しました。二十五日までの被害状況は次のとおり。

- 一、人畜—死亡者一名、重傷者三名、軽傷者三名、和牛一頭、鶏二十羽死亡
- 二、家屋(カッコ内は非住家)全壊三二(二五)、半壊一四〇(四二)、小壊九三四(一一一)
- 三、農作物—水稲三五〇畝(別表のとおり)

被害面積	減収量	戸数
水稲 三五〇ヘクタール	三、五〇〇石	一、一四〇戸
大豆 九〇ヘクタール	八一〇石	七六〇戸
大根 三二ヘクタール	四四、〇〇〇メ	八〇〇戸
白菜 五ヘクタール	九、〇〇〇メ	三八〇戸

四、学校施設—屋根六七五坪 ガラス九八三枚、窓二三三本 壁七八坪

◎被害額総計 一億五千万円

生活保護世帯で今回災害を受けた家屋の修理をしなければならぬ方は民生委員を通じて福祉事務所に申し出て下さい。

炊出し(パン)を密附
△十六日夜、台風の警戒及び災害出動に当たった市災害対策本部員の非常食として駅通り泉屋パン店は深夜の注文にもかかわらず、心よく引き受けてくれたらえ「市民に奉仕される皆さんの苦勞に対して感謝の意味で寄附いたしますから遠慮なく食べて下さい」と三十人分のコッペパンを寄附されました。